

新潟市地域福祉計画 再犯防止部分 素案

第1章

計画概要

2 計画の位置づけ

1. 関係法令による位置づけ

2016年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第8条第1項では、市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「地方再犯防止推進計画」という。)を定めることとされ、本計画は「地方再犯防止推進計画」としての位置づけを有します。

再犯防止推進法

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画期間と評価について

2021年度から2026年度までの6年間とします。

第5章「具体的な取り組み」には、主に現在新潟市で取り組んでいる内容を記載しており、その取り組みを継続するとともに、計画の進捗管理等の中で必要に応じて見直していくこととします。

第2章

本市の現状

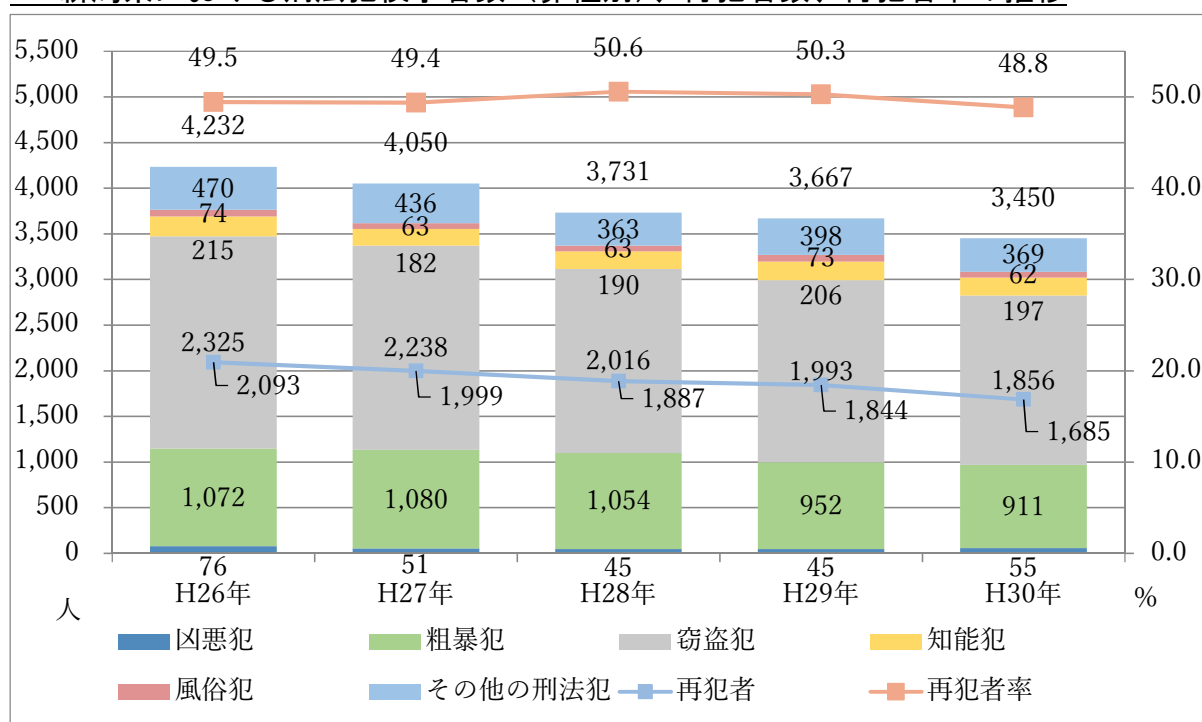
【再犯防止関連】

1 犯罪の発生状況

新潟県における刑法犯検挙者数は年々減少している一方で、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合(再犯者率)は約50%と高い水準で推移しており、罪種別に見ると、窃盗犯の割合が最も高くなっています。また、覚せい剤取締法違反検挙者数や刑法犯検挙者数のうちの65歳以上割合は増加傾向となっています。

また、刑法犯認知件数も年々減少しており、罪種別に見ると、窃盗犯の割合が最も高くなっています。

1. 新潟県における刑法犯検挙者数(罪種別)、再犯者数、再犯者率の推移



○新潟県における刑法犯検挙者数のうち、女性の人数と割合の推移

| | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 |
|----|------|------|------|------|------|
| 人数 | 915 | 941 | 820 | 867 | 844 |
| 割合 | 21.6 | 23.2 | 22.0 | 23.6 | 24.5 |

○新潟県における覚せい剤取締法違反検挙者数の推移

| | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 |
|----|------|------|------|------|------|
| 人数 | 60 | 56 | 65 | 76 | 71 |

出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室、新潟県の犯罪

2. 平成30年の刑法犯及び特別法犯の検挙人数、再犯者率、女性割合（少年除く）

○刑法犯

単位：人、%

| | 合計 | | 再犯者 | | 再犯者率 | | 女性割合 | |
|--------|---------|--------|--------|--------|------|------|------|------|
| | | うち女 | | うち女 | | うち女 | 全体 | 再犯者 |
| 国刑法犯総数 | 182,124 | 39,719 | 92,023 | 16,180 | 50.5 | 40.7 | 21.8 | 17.6 |
| 県刑法犯総数 | 3,109 | 790 | 1,584 | 379 | 50.9 | 48.0 | 25.4 | 23.9 |
| 市刑法犯総数 | 1,299 | 338 | 699 | 170 | 53.8 | 50.3 | 26.0 | 24.3 |
| うち)凶悪犯 | 20 | 2 | 7 | 1 | 35.0 | 50.0 | 10.0 | 14.3 |
| うち)粗暴犯 | 321 | 35 | 140 | 7 | 43.6 | 20.0 | 10.9 | 5.0 |
| うち)窃盗犯 | 703 | 272 | 424 | 154 | 60.3 | 56.6 | 38.7 | 36.3 |
| うち)知能犯 | 83 | 12 | 55 | 5 | 66.3 | 41.7 | 14.5 | 9.1 |
| うち)風俗犯 | 24 | 0 | 8 | 0 | 33.3 | - | 0.0 | 0.0 |

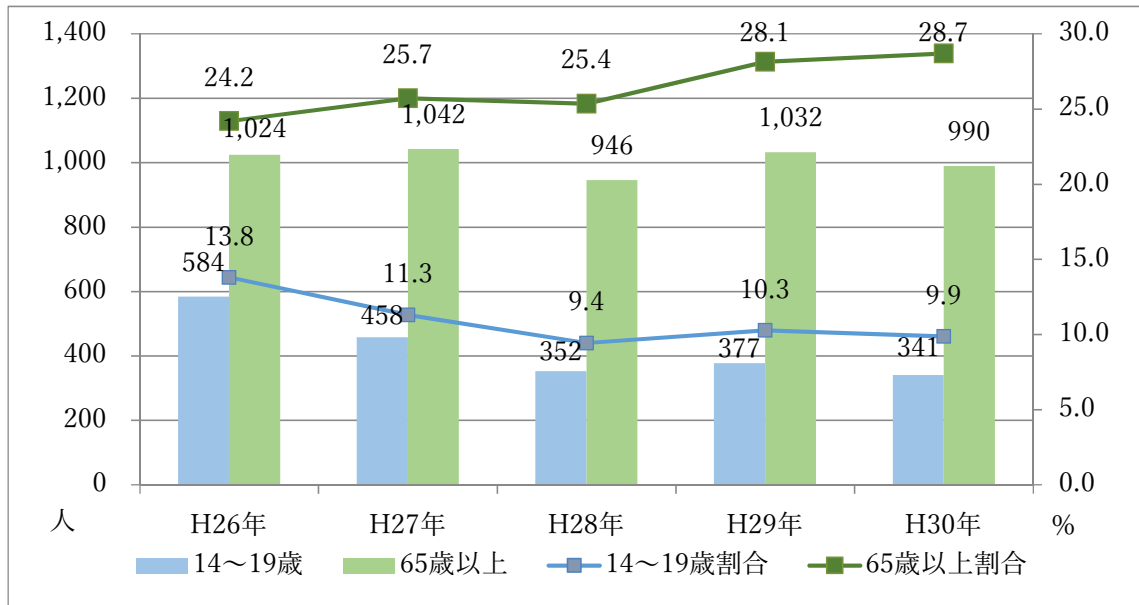
○特別法犯

単位：人、%

| | | 合計 | | 再犯者 | | 再犯者率 | | 女性割合 | |
|---|---------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| | | | うち女 | | うち女 | | うち女 | 全体 | 再犯者 |
| 国 | 覚せい剤取締法 | 9,557 | 1,812 | 8,071 | 1,286 | 84.5 | 71.0 | 19.0 | 15.9 |
| | 麻薬等取締法 | 377 | 49 | 148 | 7 | 39.3 | 14.3 | 13.0 | 4.7 |
| | 大麻取締法 | 3,066 | 284 | 1,847 | 99 | 60.2 | 34.9 | 9.3 | 5.4 |
| 県 | 覚せい剤取締法 | 71 | 22 | 58 | 11 | 81.7 | 50.0 | 31.0 | 19.0 |
| | 麻薬等取締法 | 9 | 0 | 6 | 0 | 66.7 | - | 0.0 | 0.0 |
| | 大麻取締法 | 48 | 6 | 31 | 0 | 64.6 | 0.0 | 12.5 | 0.0 |
| 市 | 覚せい剤取締法 | 27 | 3 | 24 | 1 | 88.9 | 33.3 | 11.1 | 4.2 |
| | 麻薬等取締法 | 7 | 0 | 4 | 0 | 57.1 | - | 0.0 | 0.0 |
| | 大麻取締法 | 13 | 3 | 7 | 0 | 53.8 | 0.0 | 23.1 | 0.0 |

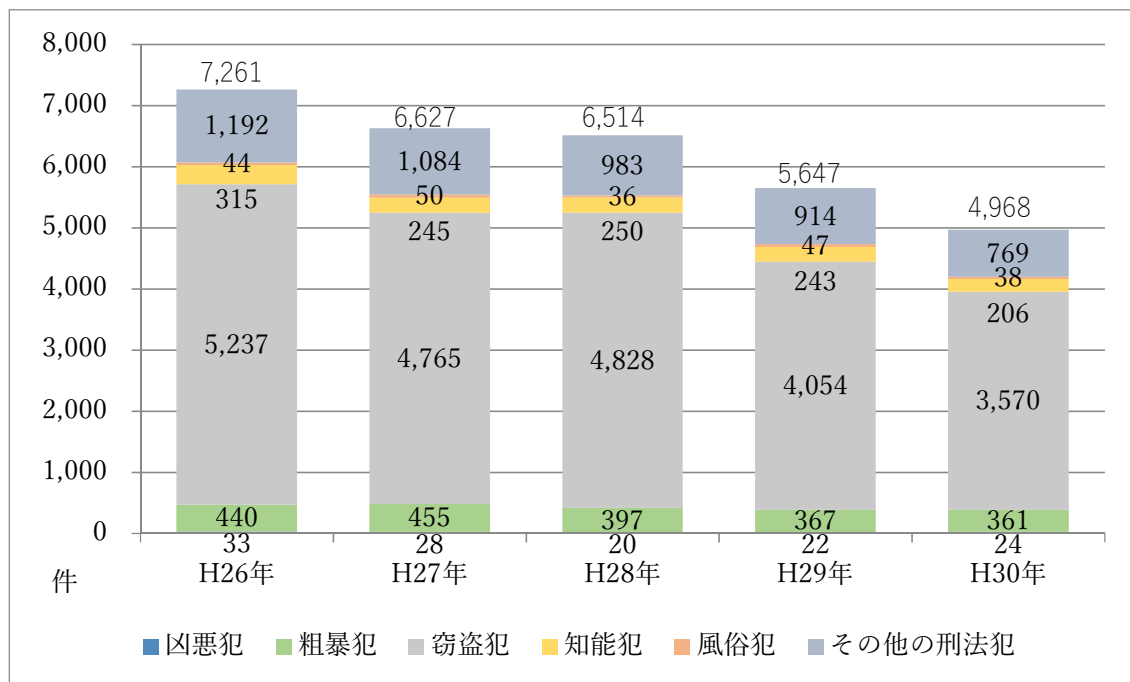
出典：法務省東京矯正管区更生支援企画課

3. 新潟県における刑法犯検挙者数のうち、14歳～19歳と65歳以上の人数及び割合の推移



出典：新潟県の犯罪

4. 刑法犯認知件数の推移



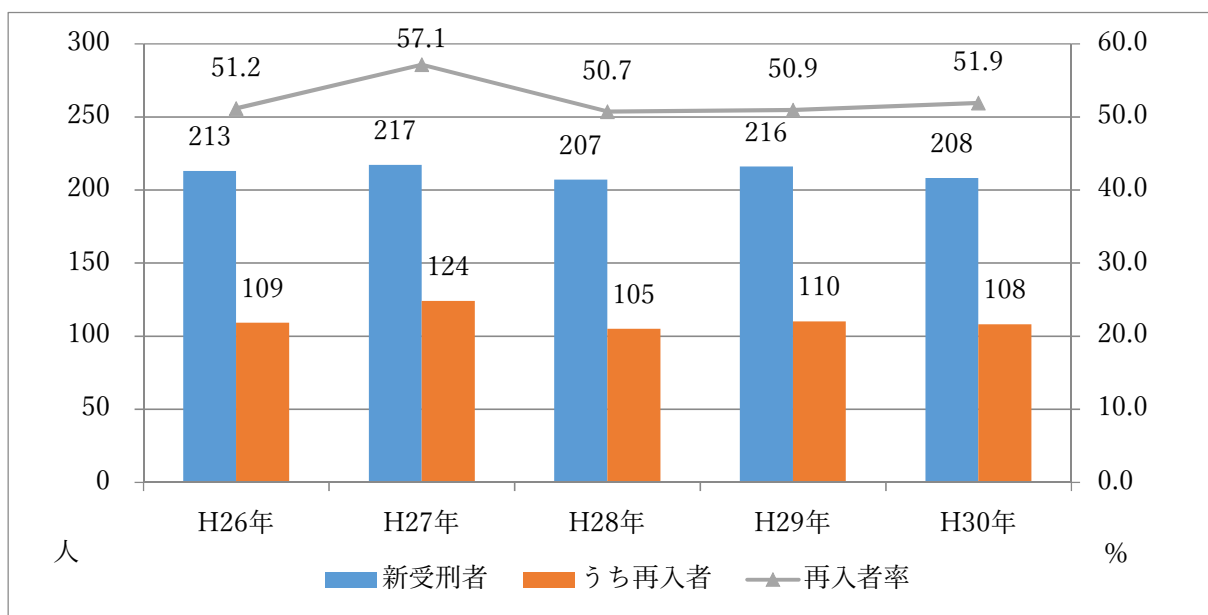
出典：新潟県の犯罪

2 矯正施設入所者等の状況

新潟県における新受刑者数及び再入者数、再入者率は横ばいとなっており、刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合は減少傾向となっています。

5. 新潟県における新受刑者数及び再入者数、再入者率の推移

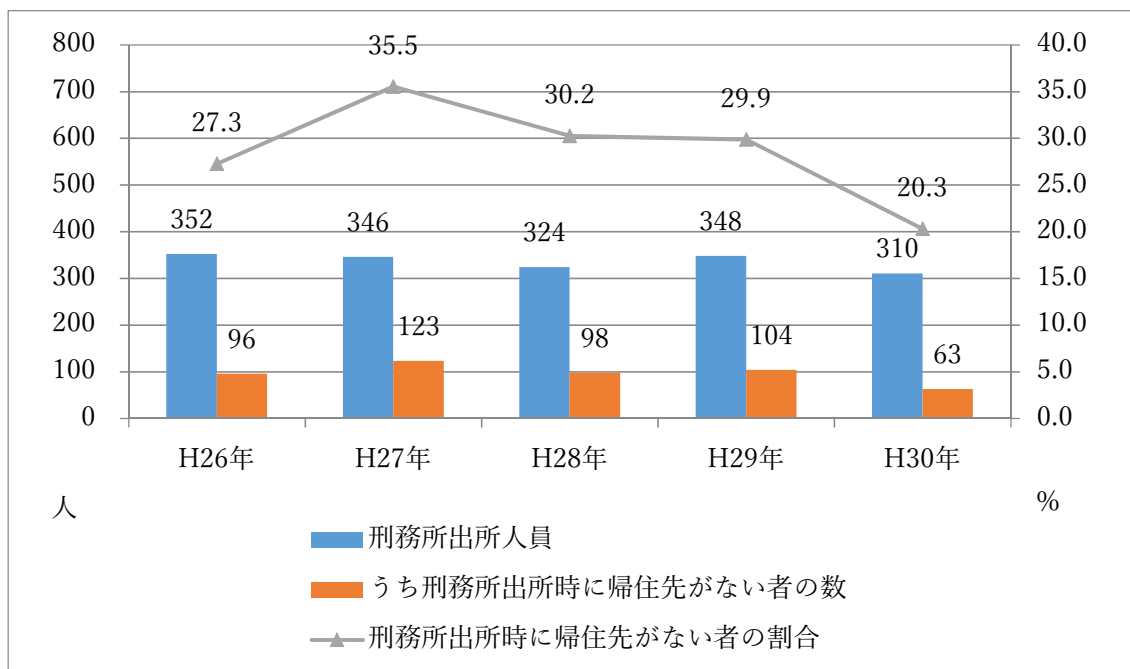
※犯行時の住所地が新潟県であった者の数



出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

6. 新潟県における刑務所出所時に帰住先がない者（※）の数及びその割合の推移

※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。



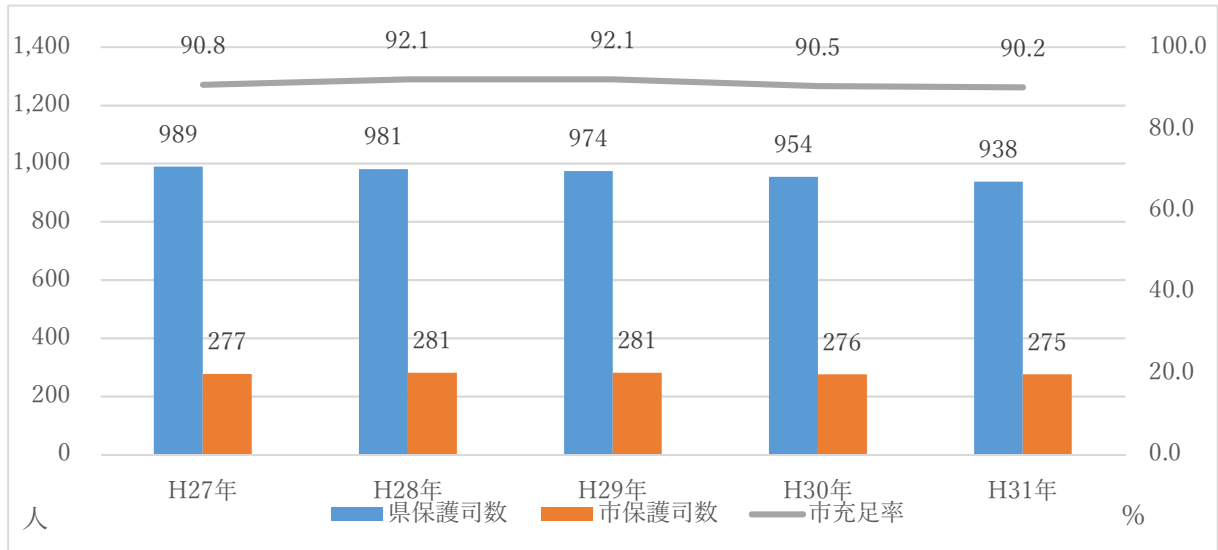
出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

3 更生保護に関する状況

新潟県における保護司数、「社会を明るくする運動」行事参加人数、保護観察終了時に無職である者の割合は減少傾向となっています。

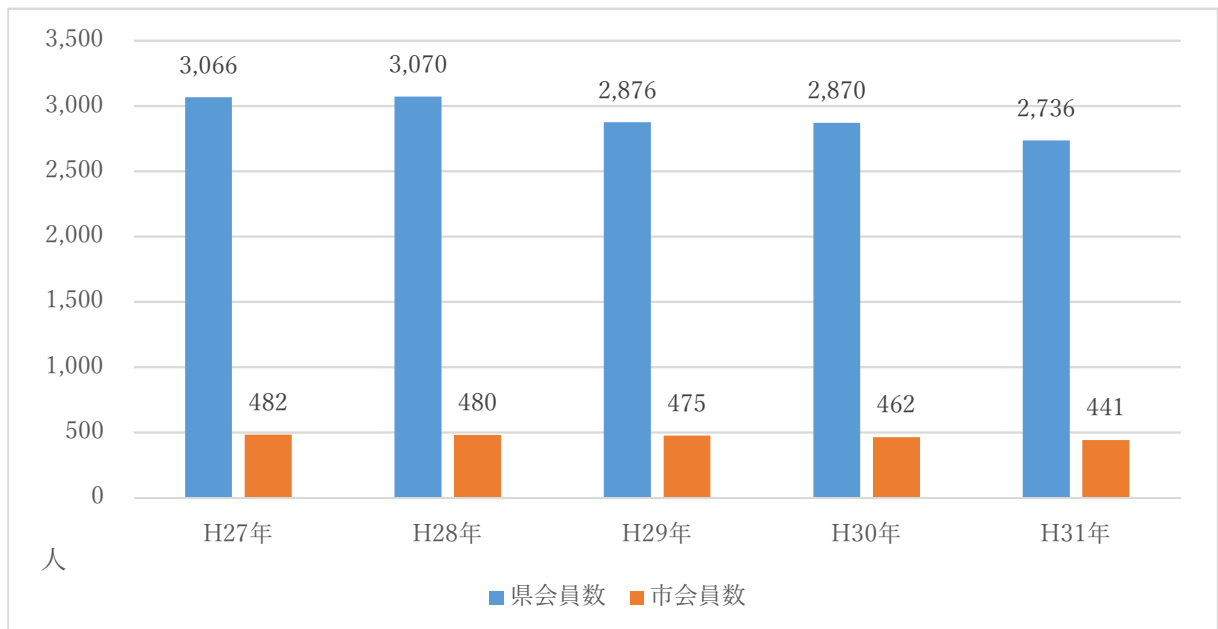
7. 新潟県及び新潟市における保護司数及び保護司充足率の推移

※各年 12 月 1 日時点。県保護司定数：1,055 人、市保護司定数：305 人。



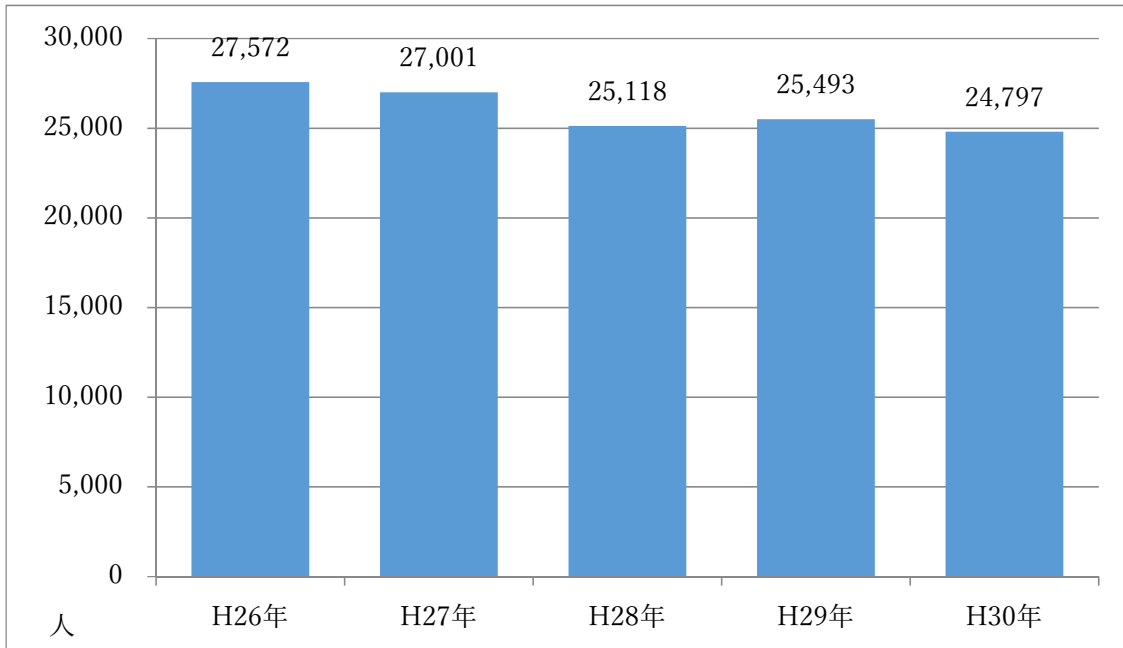
出典：新潟保護観察所

8. 新潟県及び新潟市における更生保護女性会員数の推移



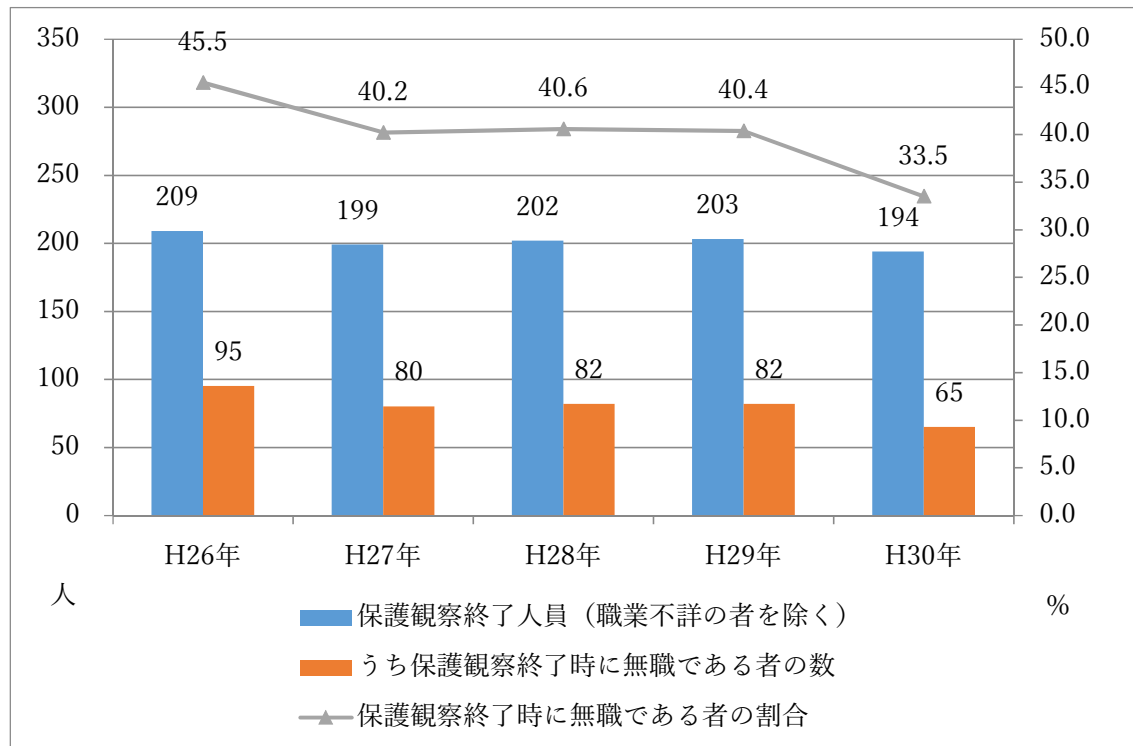
出典：新潟保護観察所

9. 新潟県における「社会を明るくする運動」行事参加人数の推移



出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

10. 新潟県における保護観察終了時に無職である者の数及びその割合の推移（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）



出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

第3章

国等の動向

【再犯防止関連】

1 再犯防止推進法

日本において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇し、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていました。

再犯防止のためには、犯罪や非行を未然に防止する取組を着実に実施することはもとより、犯罪や非行をした者が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解するとともに、自ら社会復帰のために努力することが重要です。しかし、犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、し癖、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴などの生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者がおり、こうした多岐にわたる課題に対応するためには、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じていました。こうしたことから、生きづらさを抱える犯罪をした者等を地域社会で孤立させないための「息の長い」支援等を行うため、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが必要となっていました。

そのような中、国を挙げて再犯防止のための施策に取り組むために、党派を超えた国会議員らによる再犯防止を推進する基本法の制定に向けた検討が開始され、法務省のみならず、警察庁、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等多くの関係省庁が議論に加わり、2016年（平成28年）12月、再犯防止推進法が制定され、同月施行されました。

2 再犯防止推進計画

政府は、再犯防止推進法の施行を受け、2016年（平成28年）12月、法務大臣が議長を務め、関係府省庁の局長等を構成員とする「再犯防止対策推進会議」を新たに開催しました。そして、2017年（平成29年）2月から、再犯防止推進計画の案の具体的内容を検討する場として、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、検討会における計9回にわたる議論を経て、再犯防止推進計画の案を取りまとめ、2017年12月15日、再犯防止推進計画を閣議決定しました。

再犯防止推進計画における重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

第4章

基本理念・基本目標

1 基本理念

みんなで創ろう だれもがつながり支えあい

自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市（まち）『にいがた』

現計画の理念を踏襲しながら、さらに地域共生社会の実現を目指し、「つながり」「支えあい」やネットワークを強化する視点、お互いの個性や多様性が尊重されるという視点を加えたもの。

2 基本目標

1 認めあい、支えあう意識を持った地域づくり

- ・地域で困りごとのある人に気づく、見つける
- ・お互いを認め尊重する、新たな気づきや意識の醸成

2 つながり協働する地域づくり

- ・気づいた困りごとのある人を支援機関につなぐ
- ・関係者・機関で情報共有し、連携・協働して支援する
- ・ネットワークの拡大が新たな気づきや資源の創造へ

3 だれもが活躍できる地域づくり

- ・多様な主体が連携し、だれもがそれぞれの個性や強みを生かして地域の一員として活躍する

4 健康で安心・安全に暮らせる地域づくり

- ・気づき、つながり、活躍を続けるための土台として、地域住民が健康に生活できること、安心・安全な地域を作ることが不可欠

第5章

具体的な取り組み

再犯防止の推進

1 対象者

再犯防止推進法において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者と規定されています。

本計画における再犯防止関連施策の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。以下、「犯罪をした者等」は本計画における対象者のこととします。

また、犯罪をした者等が地域で安定した生活をおくるためには、地域住民の再犯防止に関する理解が不可欠であり、新潟市民も対象者とします。

新潟県再犯防止推進計画における対象者案

計画の対象者は、犯罪をした者等（起訴猶予者、執行猶予者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者）と県民とします。

再犯防止推進法成立時の附帯決議

本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつその罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

2 重点課題

本市では、犯罪をした者等であるかどうかに関わらず、福祉・医療・住宅などの様々な分野で支援が必要な者に対し、必要な支援を実施しています。

地域福祉計画策定にあたり、国の再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、以下の重点課題を定めます。

1. 就労・住居の確保等
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3. 学校等と連携した修学支援等
4. 特性に応じた効果的な指導の実施等
5. 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等
6. 国・民間団体等との連携強化等

3 取組内容

1. 就労・住居の確保等

犯罪をした者等の中には、前科等があることや、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないこと等の理由から就労に結び付いていない場合があります。また、身元保証人を得ることが困難であることや、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できない場合があることから、犯罪をした者等の就労支援及び適切な住居の確保を進めます。

(1) 就労の確保

ア. 協力雇用主の紹介（福祉総務課）

犯罪をした者等を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主について、市ホームページなどで周知し、制度の促進に努めます。

イ. 就労準備支援事業（福祉総務課）

「社会との関わりに不安がある」、「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労が困難な方に、6カ月から1年間の間、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会を提供します。

ウ. 就労訓練事業（福祉総務課）

本市が認定した事業者が、一般就労することが難しい方に合った作業機会を提供しながら、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施します。

エ. 新潟地域若者サポートステーション（雇用政策課）

就労に向けた意欲を持ちながらも、悩みや不安を持つ15歳から39歳の無業者及び概ね、40代半ばまでの就職氷河期無業者の職業的な自立に向け支援します。

オ. 他の分野別計画等に記載・進行管理されている事業

| 主たる分野別計画の名称 | | |
|--------------------|---------|--|
| 事業名等 | 担当課 | 内容 |
| 第3次新潟市障がい者計画 | | |
| 障がい者就業支援センター | 障がい福祉課 | 就職を希望する障がいのある方の働くための準備、企業での職場実習、就職後長く働き続けるための定着などを支援するほか、在職中の方が抱える雇用・福祉・医療・教育などの課題に対し、関係機関と連携し支援します。 |
| 新潟市子ども・子育て支援事業計画 | | |
| 自立支援プログラム策定事業 | 子ども家庭課 | 児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受給しているひとり親家庭の父または母、もしくは将来において受給が見込まれる方(離婚前の方を含む)の自立や就職活動等を、ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センター等と連携して支援します。 |
| 自立支援教育訓練給付金 | | 児童扶養手当等を受給、もしくは受給できる所得水準にあるひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格を習得するため、国で指定された講座を受講して修了した場合に経費の60%を給付します。 |
| 高等職業訓練促進給付金 | | 児童扶養手当等を受給、もしくは受給できる所得水準にあるひとり親家庭の父または母が、定められた資格を取得するため養成機関に通う場合、一定期間につき生活費相当額を給付します。 |
| ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 | | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の方を対象として資金をお貸しします。 |
| 新潟市教育ビジョン 第3期実施計画 | | |
| 若者支援事業 | 地域教育推進課 | 新潟市若者支援センターで相談業務のほか、若者の社会的自立・職業的自立を支援していく事業を行います。また、若者支援センター及び地域で活躍できる若者支援者を養成します。 |

(2) 住居の確保

ア. 更生保護施設に対する支援（福祉総務課）

更生保護施設を運営する更生保護法人に対する助成を実施し、支援します。

イ. 住居確保給付金（福祉総務課）

離職などにより住居を失った方、又は失う恐れのある方に、就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

ウ. 一時生活支援事業（福祉総務課）

一定の住居を持たない方に、一定期間（原則3カ月）内に限り、宿泊場所や衣食を提供します。事業利用中に、できるだけ一般就労に結びつくよう自立相談支援機関が支援します。

エ. 市営住宅（住環境政策課）

住宅に困っている方が、周辺の民間賃貸住宅に比べて安い家賃で入居できます。重度身体障がいや視覚障がいのある方向けの市営住宅もあります。

オ. 民間賃貸住宅の相談支援（住環境政策課）

新潟市は県が中心となって設立した新潟県居住支援協議会に参画しています。その居住支援協議会では住まいにお困りの方の相談を受け、民間賃貸住宅などへの円滑な入居の橋渡しの支援を行っています。

カ. 他の分野別計画等に記載・進行管理されている事業

| 主たる分野別計画の名称 | | |
|------------------|--------|--|
| 事業名等 | 担当課 | 内容 |
| 新潟市子ども・子育て支援事業計画 | | |
| 母子世帯向け住宅 | こども家庭課 | 20歳未満の子を扶養する母子家庭の母とその子が入居できる母子家庭向けの市営住宅です。 |

2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

犯罪をした生活困窮者や高齢者、障がい者の再犯防止のためには、必要な福祉的支援に結び付けることが重要です。また、薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう注意喚起するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けた支援が必要なことから、犯罪をした者等に必要な保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

(1) 生活困窮者等への支援

ア. 生活保護（福祉総務課）

病気や事故で働けない場合や、離別や死別で世帯の収入がなくなった場合など、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、生活・健康の維持向上や自立に向けて支援します。

イ. 自立相談支援事業（福祉総務課）

生活に困りごとや不安を抱えている方からの相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けて支援します。

(2) 高齢者又は障がい者等への支援

ア. 民生委員・児童委員への情報提供（福祉総務課）

民生委員・児童委員が出席する会議・研修等で、地域福祉計画を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする方についての課題を共有します。

イ. 他の分野別計画等に記載・進行管理されている事業

| 主たる分野別計画の名称 | | |
|----------------|------------|---|
| 事業名等 | 担当課 | 内容 |
| 第3次新潟市障がい者計画 | | |
| 障がい者基幹相談支援センター | 障がい福祉課 | 障がいがある方が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、自立と社会参加を支援することを目的に、専門の相談員が、各種相談や情報提供など、総合的に支援します。 |
| 新潟市地域包括ケア計画 | | |
| 地域包括支援センター | 地域包括ケア推進課 | 高齢者が心身の健康保持や生活の安定のために、高齢者に関する相談、支援を行います。 |
| 新潟市医療計画 | | |
| 認知症疾患医療センター | こころの健康センター | 保健・医療・福祉機関と連携を図りながら、専門医療福祉相談・鑑別診断・治療方針の選定に加え、関係者に技術援助を行うことにより、地域の認知症患者の保健医療・福祉サービスの向上を図ります。 |

(3) 薬物依存を有する者への支援

ア. 薬物等の依存症対策（こころの健康センター）

電話・面接相談や、家族教室・回復に向けたプログラムの運営などを行います。

3. 学校等と連携した修学支援等

将来を担う児童生徒の健全育成を図り、非行の未然防止や早期対応を充実するとともに、非行をした児童生徒の立ち直り支援を行うため、必要な支援を進めます。

ア. 子どもの学習・生活支援事業（福祉総務課）

生活保護世帯を中心とした低所得世帯の主に中学生に対し、学習の機会や居場所を提供するほか、専門の支援員が日常生活や学校生活での悩み、進学に関する相談に応じるなど、子どもと保護者の双方を支援します。

イ. 他の分野別計画等に記載・進行管理されている事業

| 主たる分野別計画の名称 | | |
|-------------------------|---------|--|
| 事業名等 | 担当課 | 内容 |
| 新潟市子ども・子育て支援事業計画 | | |
| 児童相談所による相談・支援 | 児童相談所 | 教育や非行の相談など、18歳未満の子どもの様々な問題について、専門スタッフが対応し、子どもにとってよりよい支援を考え、利用できるサービスの紹介や助言をします。 |
| 新潟市教育ビジョン第3期実施計画 | | |
| 新潟市奨学金制度 | 学務課 | 経済的な理由で修学が困難な生徒や学生に奨学金の貸付を行います。 |
| 若者支援事業(再掲) | 地域教育推進課 | 新潟市若者支援センターで相談業務のほか、若者の社会的自立・職業的自立を支援していく事業を行います。また、若者支援センター及び地域で活躍できる若者支援者を養成します。 |
| 非行防止対策事業 | | 街頭育成活動をつうじて青少年非行の未然防止に取り組めます。また、青少年を取り巻く社会環境を調査し、環境浄化活動を推進するとともに、青少年の健全育成・非行防止に関する啓発を行います。 |
| スクールカウンセラー(カウンセラー等活用事業) | 学校支援課 | すべての市立学校に配置したスクールカウンセラーによるカウンセリングを通して、子どもたちの抱える悩みや問題の解消・軽減に務めます。 |

4. 特性に応じた効果的な指導の実施等

再犯防止のためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性に応じ、適切に支援することが重要であることから、その特性に応じた適切な支援を進めます。

ア. 他の分野別計画等に記載・進行管理されている事業

| 主たる分野別計画の名称 | | |
|--------------------------|---------|---|
| 事業名等 | 担当課 | 内容 |
| 第3次新潟市障がい者計画 | | |
| 新潟市発達障がい支援センター | 障がい福祉課 | 乳幼児から成人までの発達障がいのある方とその家族・支援者からの相談に応じます。また、必要に応じて心理・発達検査を実施するほか医療相談も行います。 |
| 新潟市子ども・子育て支援事業計画 | | |
| 新潟市立児童発達支援センター | こども家庭課 | 心や身体の発達に心配のある就学前の児童に対し、毎日の生活や遊びを通して療育します。また、ことばが遅いなどのことばの問題、幼稚園・保育園の集団にうまく適応できないなどの相談に応じます。 |
| 妊娠・子育てほっとステーションによる相談・支援 | | 妊娠から出産、子育てまでの相談にワンストップで対応します。 |
| 児童相談所による相談・支援 | 児童相談所 | 子どもの発達が気になるなど、18歳未満の子どもの様々な問題について、専門スタッフが対応し、子どもにとってよりよい支援を考え、利用できるサービスの紹介や助言をします。 |
| 新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画 | | |
| 新潟市配偶者暴力相談支援センター | 男女共同参画課 | 配偶者・パートナーからの暴力で悩んでいる方の相談に応じます。 |
| 女性相談員による相談 | | 夫婦や家族間の家庭内の問題や配偶者からの暴力被害について相談に応じます。 |
| アルザにいがた相談室 | | 家族・夫婦、対人関係、生き方、DV、性暴力などの悩みについてカウンセリングを行います。また、女性のからだについての悩みや性に関する悩みなどについて、相談に応じます。 |

5. 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の民間ボランティア等の協力により支えられています。

犯罪をした者等の社会復帰のためには、社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることの支援が重要であることから、民間協力者の活動の促進や、市民理解についての広報・啓発活動の推進を進めます。

(1) 民間協力者の活動の促進等

ア. 民間ボランティアの周知・人材確保（福祉総務課）

市ホームページなどにおいて、民間ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めるとともに、民間ボランティアの募集の呼びかけに協力し、人材の確保を支援します。

イ. 更生保護サポートセンターに対する貸付料減免（北区・東区の各健康福祉課、中央区東出張所、秋葉区地域総務課、西蒲区区民生活課）

市有施設に開設する更生保護サポートセンターについて貸付料を減免し、活動を支援します。

ウ. 保護司会への補助金（東区・中央区・秋葉区・西蒲区の各健康福祉課）

保護司会に対する助成を実施し、支援します。

(2) 広報・啓発活動の推進等

ア. 刑務所出所者等の社会復帰に関する市民の理解促進（福祉総務課）

刑務所出所者等の社会復帰に関する市民の理解促進について、市ホームページなどで啓発します。

イ. 社会を明るくする運動の推進（福祉総務課、各区健康福祉課）

社会を明るくする運動を、保護観察所や保護司を始めとする民間協力者と連携して推進します。

6. 国・民間団体等との連携強化等

再犯防止の推進のためには、国が行う刑事司法手続き中の社会復帰支援や、国や民間団体が行う社会復帰支援との連携が欠かせないことから、関係団体との連携を強化します。

ア. 新潟市地域福祉計画（再犯防止推進計画）の策定・管理

国・民間団体等と連携し、新潟市地域福祉計画（再犯防止推進計画）を策定し、管理します。

イ. 協力雇用主の紹介（福祉総務課）【再掲】

ウ. 民間ボランティアの周知・人材確保（福祉総務課）【再掲】

エ. 更生保護サポートセンターに対する貸付料減免（北区・東区の各健康福祉課、中央区東出張所、秋葉区地域総務課、西蒲区区民生活課）【再掲】

オ. 保護司会への補助金（東区・中央区・秋葉区・西蒲区の各健康福祉課）【再掲】

カ. 社会を明るくする運動の推進（福祉総務課、各区健康福祉課）【再掲】

4 目標

1. 目標

新潟市において再犯防止を推進し、誰もが犯罪による被害を受けることなく、安心・安全に暮らせる地域となるよう、前述の6つの重点課題に基づく取り組みを進めます。

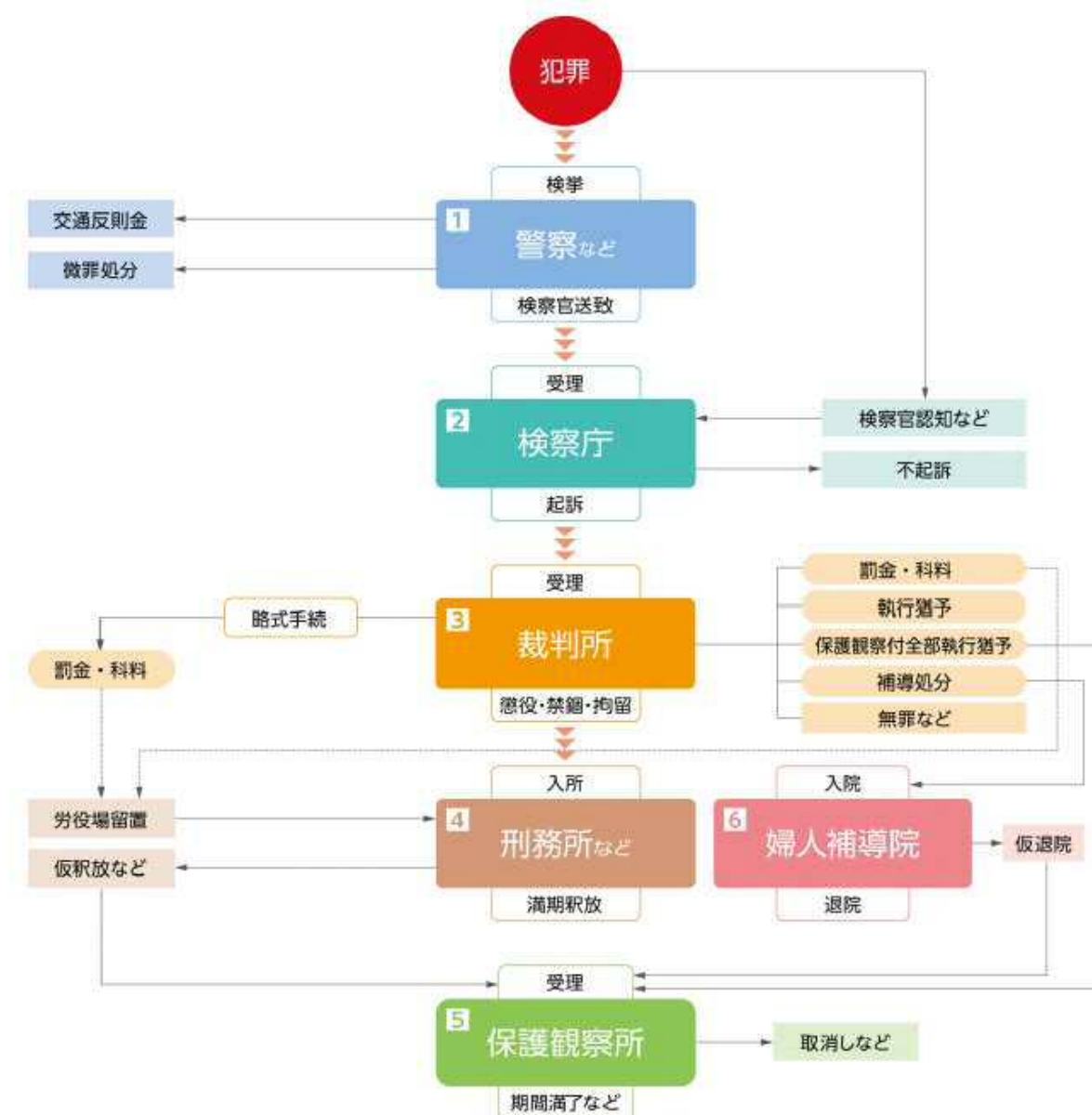
また、そのような地域の実現のため、以下を関係指標として定めます。

| 指標 | 令和元年 (2018年) | 令和8年 (2026年) |
|----------------|-----------------------|-----------------|
| 少年を除く刑法犯再犯者率 | 53.8% (※) | 減少 |
| 保護司数 | 275人 (平成31年4月1日時点) | 増加 |
| 更生保護女性会員数 | 441人 (平成31年4月1日時点) | 増加 |
| 協力雇用主数 | 〇人 (〇〇日時点) | 増加 |
| 社会を明るくする運動参加者数 | 〇人 (※) | 増加 |

※平成30年の数字

資料編

1 成人による刑事事件の流れ



出典：令和元年度版再犯防止推進白書

① 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。

② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が 3 年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や料金を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤ 保護観察所

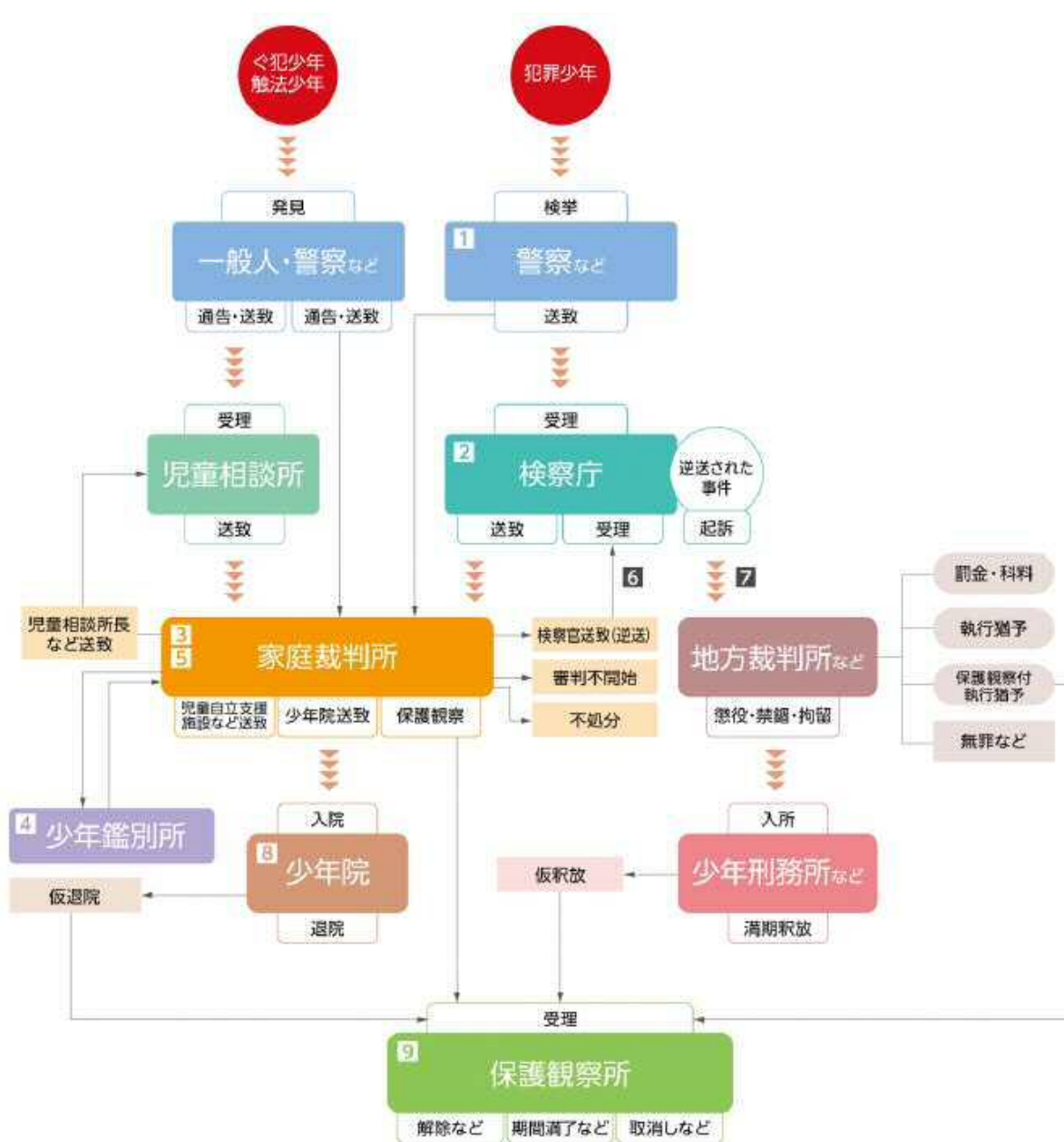
受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることとなります。

⑥ 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

2 非行少年に関する手続きの流れ



出典：令和元年度版再犯防止推進白書

① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があつて、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

⑥ ⑦ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

3 用語解説

【か行】

・改善更生

犯罪者や非行少年が、誤った生き方を改め、社会生活に復帰できるようにすること。

・仮釈放

矯正施設に収容された者を刑期など収容期間の満了前に仮に釈放すること。

・矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称。

・起訴

裁判所に訴訟を起こすこと。

・起訴猶予

性格・年齢・境遇、犯罪の軽重・情状、犯罪後の状況により、起訴を必要としない場合に、検察官が起訴しないこと。

・協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

・ぐ犯少年

犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動がある少年。

・刑事施設

刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。

・刑法犯

刑法（明治40年法律第45号）等に規定する罪。

凶悪犯：殺人、強盗、放火、強制性交等

粗暴犯：凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝

窃盗犯：窃盗

知能犯罪：詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任

風俗犯罪：賭博、わいせつ

その他の刑法犯：上記以外の罪種

・**刑務所**

主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する施設。

・**検挙**

警察等が犯人を割り出して被疑者にすること。

・**更生保護サポートセンター**

保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。

・**更生保護施設**

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行っている。

・**更生保護女性会**

女性の立場から、地域における犯罪予防活動や青少年の健全育成のための支援活動を行うボランティア団体。

・**更生保護法人**

更生保護事業を営む民間の団体。

【さ行】

・**再入者**

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。

・**再犯者**

2度以上刑法犯により検挙された者。

・**執行猶予**

刑の言い渡しをすると同時に、情状により一定期間その刑の執行を猶予し、その猶予期間を無事に経過したときは、刑の言い渡しの効力を失わせる制度。

・**社会を明るくする運動**

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

・**受刑者**

懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者。

・**少年院**

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。

・**少年鑑別所**

家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。

・**少年刑務所**

主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった 26 歳未満の受刑者を收容する刑事施設。

・**触法少年**

刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の少年。

・**初犯者**

犯罪により初めて検挙された者。

・**捜査機関**

犯罪捜査の権限のある国家機関。検察官・検察事務官、司法警察職員の総称。

・**送致**

被疑者の身柄などを捜査機関から他の担当の機関に送ること。

【た行】

・**地方検察庁**

刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用の請求等を実施している機関。

【な行】

・**入所者**

裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどした受刑者。

- ・ **認知件数**

警察が発生を認知した事件の数。

【は行】

- ・ **被疑者**

犯罪の嫌疑を受けた者で、まだ起訴されない者。

- ・ **保護観察**

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。

- ・ **保護観察所**

法務省の地方支分部局で、保護観察に付された者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関。

- ・ **保護司**

地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等を実施する者。

【その他】

- ・ **BBS会**

「Big Brothers and Sisters Movement」の略。問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。